

一般名処方 の 推進 について

保険調剤薬局での安定的な薬物治療の提供を確保するため、当院では一般名処方を積極的に推進しています。

一般名処方とは

処方箋に薬の成分名が記載される。

医師による「変更不可」の指示がない限りは、

患者さんのご希望で先発医薬品、後発医薬品を自由に選択することが可能な処方記載方法です。

例) 製品名処方： ○○○○○CR 錠 20 mg

一般名処方：【般】 △△△△△徐放錠 20 mg

【般】が記載された処方箋を受け取る際は、保険薬局の薬剤師さんと相談して受け取る薬を選ぶことができます。



ご不明な点は、医師・薬剤師にご相談ください。

栗山赤十字病院